別紙３－１

東京都市計画高度地区の変更（目黒区決定）

都市計画高度地区を次のように変更する

種類		面積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
〔最高限度〕	第１種 高度地区	約　　ha 590.0	建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の０．６倍に５メートルを加えたもの以下とする。	
	１７ｍ第１種 高度地区	約　　ha 64.8	１　建築物の高さは１７メートル以下とする。 ２　建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の０．６倍に５メートルを加えたもの以下とする。	
	第２種 高度地区	約　　ha 4.6	建築物の各部分の高さは当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が８メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の１．２５倍に５メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が８メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から８メートルを減じたものの０．６倍に１５メートルを加えたもの以下とする。	
	１７ｍ第２種 高度地区	約　　ha 484.3	１　建築物の高さは１７メートル以下とする。 ２　建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が８メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の１．２５倍に５メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が８メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から８メートルを減じたものの０．６倍に１５メートルを加えたもの以下とする。	
	２０ｍ第２種 高度地区	約　　ha 20.7	１　建築物の高さは２０メートル以下とする。 ２　建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が８メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の１．２５倍に５メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が８メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から８メートルを減じたものの０．６倍に１５メートルを加えたもの以下とする。	
	３０ｍ第２種 高度地区	約　　ha 26.5	１　建築物の高さは３０メートル以下とする。 ２　建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が８メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の１．２５倍に５メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が８メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から８メートルを減じたものの０．６倍に１５メートルを加えたもの以下とする。	

	第３種 高度地区	約　　ha 3.8	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が８メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の１．２５倍に１０メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が８メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から８メートルを減じたものの０．６倍に２０メートルを加えたもの以下とする。	
	１７ｍ第３種 高度地区	約　　ha 13.0	１　建築物の高さは１７メートル以下とする。 ２　建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が８メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の１．２５倍に１０メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が８メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から８メートルを減じたものの０．６倍に２０メートルを加えたもの以下とする。	
	２０ｍ第３種 高度地区	約　　ha 156.6	１　建築物の高さは２０メートル以下とする。 ２　建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が８メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の１．２５倍に１０メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が８メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から８メートルを減じたものの０．６倍に２０メートルを加えたもの以下とする。	
	３０ｍ第３種 高度地区	約　　ha 15.7	１　建築物の高さは３０メートル以下とする。 ２　建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が８メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の１．２５倍に１０メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が８メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から８メートルを減じたものの０．６倍に２０メートルを加えたもの以下とする。	
	４０ｍ第３種 高度地区	約　　ha 7.7	１　建築物の高さは４０メートル以下とする。 ２　建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が８メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の１．２５倍に１０メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が８メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から８メートルを減じたものの０．６倍に２０メートルを加えたもの以下とする。	
	３０ｍ 高度地区	約　　ha 10.7	建築物の高さは３０メートル以下とする。	
	４０ｍ 高度地区	約　　ha 22.6	建築物の高さは４０メートル以下とする。	

	５０ｍ 高度地区	約　　ha 45.3	建築物の高さは５０メートル以下とする。	
	６０ｍ 高度地区	約　　ha 0.7	建築物の高さは６０メートル以下とする。	
	小計	約　　ha 1,467.0		

1　制限の緩和

（1）この規定の適用による隣地との関係等による緩和に関する措置は、次のア及びイに定めるところによる。ただし、イの規定については、北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度（以下「斜線型高さ制限」という。）が定められている場合において、その高さを算定するときに限る。

ア　北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するもの（以下「水面等」という。）がある場合又は敷地の北側の隣地境界線に接して水面等がある場合においては、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面等に接する隣地境界線は、当該水面等の幅の２分の１だけ外側にあるものとみなす。

イ　敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。）の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。以下同じ。）より１メートル以上低い場合においては、当該敷地の地盤面は、当該高低差から１メートルを減じたものの２分の１だけ高い位置にあるものとみなす。

（2）一の敷地とみなすこと等による緩和の措置は、ア及びイに定めるところによる。

ア　建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で二以上のものが一団地を形成している場合において、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号、以下「基準法」という。）第８６条第１項及び第３項（同法第８６条の２第８項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により一又は二以上の建築物の一の敷地とみなす敷地については、当該一団地を当該一又は二以上の建築物の一の敷地とみなし、この規定を適用する。

イ　一定の一団の土地の区域について、基準法第８６条第２項及び第４項（同法第８６条の２第８項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により、当該区域内に存することとなる各建築物の一の敷地とみなす敷地については、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地とみなし、この規定を適用する。

2　既存不適格建築物等に対する適用除外

（1）この規定の適用の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物が、当該規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物の部分に対しては、当該規定は適用しない。

（2）この規定による建築物の高さの最高限度から斜線型高さ制限を除いた建築物の高さの限度（以下「絶対高さ制限」という。）を定める都市計画を告示する日において、現に存する建築物（建築の工事が完了していると区長が認めたものに限る。）で、かつ本号の規定を適用する際に現に存するもののうち、その高さが絶対高さ制限を超えるもの（絶対高さ制限に係る規定に適合するに至った建築物を除く。）に関し、次のアからエまでのいずれにも該当すると区長が認めた場合は、当該建築物に係る絶対高さ制限においてその高さを算定するときに限り、当該規定は適用しない。

ア　建て替え後の建築物の敷地面積は、現に存する建築物の敷地面積を下回らないこと。ただし、公共施設の整備等により変更が生じた場合は、この限りでない。

イ　建て替え後の建築物の高さは、現に存する建築物の高さを超えないこと。

ウ　建て替え後の建築物の絶対高さ制限を超える建築物の部分の形状及び規模は、現に存する建築物の絶対高さ制限を超える建築物の部分の形状及び規模と同程度であること。

エ　建て替え後の建築物の絶対高さ制限を超える建築物の部分の用途は、現に存する建築物の絶対高さ制限を超える建築物の部分の用途と同じであること。

３　地区計画等の区域内の特例

（１）都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第１２条の４第１項に規定する地区計画等（東京都市計画高度地区の変更（目黒区決定）（平成２０年１１月目黒区告示第５３０号）により絶対高さ制限が定められた日前に定められたものを除く。）又は景観法（平成１６年法律第１１０号）第６１条第２項に規定する景観地区に関する都市計画において、絶対高さ制限が定められた地区については、この規定による絶対高さ制限を適用しない。

（２）前号に規定する地区計画等又は景観地区に関する都市計画において、斜線型高さ制限に係る規定が定められており、かつ、この規定による斜線型高さ制限を適用しない旨の規定が定められた地区については、この規定による斜線型高さ制限を適用しない。

４　認定による特例

次の各号のいずれかに該当する建築物については、当該各号に掲げる基準の範囲内で、当該建築物に係る絶対高さ制限を算定することができる。

（１）ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしていると区長が認めたものについては、絶対高さ制限の１．１倍に相当する高さ。この場合において、区長は、ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。

（２）一定の規模を有した敷地において、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると区長が認めたものについては、次の表１及び表２に掲げる高さ。この場合において、区長は、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。

表１　商業地域内にある建築物の絶対高さ制限の範囲

対象敷地面積 （商業地域内にある敷地の部分に限る）	絶対高さ制限の範囲 （商業地域内にある建築物の部分）
1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	絶対高さ制限の １．２倍に相当する高さ
3,000平方メートル以上	絶対高さ制限の １．５倍に相当する高さ

表２　商業地域外にある建築物の絶対高さ制限の範囲

対象敷地面積 （商業地域内にある部分を含み第一種低層住居専用地域内にある部分を除く敷地の部分）	絶対高さ制限の範囲 （商業地域外にあり第一種低層住居専用地域内にある部分を除く建築物の部分）
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	絶対高さ制限の １．２倍に相当する高さ
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	絶対高さ制限の １．５倍に相当する高さ
10,000平方メートル以上	絶対高さ制限の ２．０倍に相当する高さ

（３）一定の規模を有した敷地において、ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしており、かつ、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると区長が認めたものについては、次の表３及び表４に掲げる高さ。この

場合において、区長は、ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしており、かつ、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。

表３　商業地域内にある建築物の絶対高さ制限の範囲

対象敷地面積 （商業地域内にある敷地の部分に限る）	絶対高さ制限の範囲 （商業地域内にある建築物の部分）
1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	絶対高さ制限の １．３２倍に相当する高さ
3,000平方メートル以上	絶対高さ制限の １．６５倍に相当する高さ

表４　商業地域外にある建築物の絶対高さ制限の範囲

対象敷地面積 （商業地域内にある部分を含み第一種低層住居専用地域内にある部分を除く敷地の部分）	絶対高さ制限の範囲 （商業地域外にあり第一種低層住居専用地域内にある部分を除く建築物の部分）
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	絶対高さ制限の １．３２倍に相当する高さ
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	絶対高さ制限の １．６５倍に相当する高さ
10,000平方メートル以上	絶対高さ制限の ２．２倍に相当する高さ

５　区長の許可による特例

次の各号のいずれかに該当する建築物（絶対高さ制限を超えない建築物は除く。）で区長が許可したものについては、この規定は適用しない。ただし、第１号に定める建築物は、前項第１号又は第３号に定めた絶対高さ制限の範囲を超えないもので、かつ周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認められるものに限る。この場合において、区長は、それぞれの規定に基づき許可するときは、あらかじめ、目黒区建築審査会の同意を得るものとする。

（１）建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第１３６条に定める敷地内空地及び敷地規模を有する敷地に総合的な設計に基づいて建築される建築物で、市街地の環境の整備改善に資すると認められるもの。

（２）公益上若しくは土地利用上やむを得ないもので、かつ良好な市街地環境の形成に資すると認められる建築物、又は周囲の状況等により環境上支障がないと認められる建築物。

６　特定行政庁の許可による特例（斜線型高さ制限のみの緩和の場合）

次の各号のいずれかに該当する建築物（絶対高さ制限を超える建築物は除く。）で特定行政庁（当該建築物に関する建築基準法上の事務について権限を有する特定行政庁をいう。以下同じ。）が許可したものについては、この規定の斜線型高さ制限は適用しない。この場合において、特定行政庁は、それぞれの規定に基づき許可するときは、あらかじめ、建築審査会の同意を得るものとする。

（１）建築基準法施行令第１３６条に定める敷地内空地及び敷地規模を有する敷地に総合的な設計に基づいて建築される建築物で、市街地の環境の整備改善に資すると認められるもの。

（２）公益上若しくは土地利用上やむを得ないと認められ、又は周囲の状況等により環境上支障がないと認められる建築物。

種 類		面 積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
（最低限度）	・林試の森公園周辺地区 ・補助４６号線目黒本町三丁目地区 ・補助４６号線目黒本町五丁目地区 ・補助４６号線原町一丁目・洗足一丁目地区	約　　ha 20.2	建築物の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）の最低限度は７メートルとする。 ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、この規定は適用しない。 （１）都市計画施設の区域内の建築物。 （２）高さが７メートル未満の建築物の部分の水平投影面積の合計が建築面積の２分の１未満かつ１００平方メートル未満の建築物の当該部分。 （３）増築又は改築に係る建築物で当該増築又は改築が建築基準法施行令第１３７条の１０第１号及び第２号に定める範囲のもの。 （４）付属建築物で平屋建のもの（建築物に付属する門又はへいを含む。）。 （５）地下若しくは高架の工作物又は道路内に設ける建築物その他これらに類するもの。 （６）その他の建築物で特定行政庁（当該建築物に関する建築基準法上の事務について権限を有する特定行政庁をいう。）が公益上又は土地利用上やむを得ないと認めて許可したもの。	
	小 計	約　　ha 20.2		
合 計		約　　ha 1,487.2		

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理　　由

安全性や快適性を備えた、魅力ある持続可能な都市を実現する観点から検討した結果、高度地区を変更する。

なお、種類、位置及び区域についての変更は行わない。

変　更　概　要

（下線部分は変更部分）

<table>
<tr><td rowspan="2">事項</td><td colspan="2">建築物の高さの最高限度又は最低限度</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔最高限度〕</td></tr>
<tr><td>変更前</td><td>変更後</td></tr>
<tr><td>４　認定による特例

一定の規模を有した敷地において、周辺環境に対し一定の配慮が図られているものと区長が認めたものについては、次の表１及び表２に掲げる基準の範囲内で、当該建築物に係る絶対高さ制限を算定することができる。この場合において、区長は、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。
表１　略
表２　略</td><td>４　認定による特例
次の各号のいずれかに該当する建築物については、当該各号に掲げる基準の範囲内で、当該建築物に係る絶対高さ制限を算定することができる。
（１）ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしていると区長が認めたものについては、絶対高さ制限の１．１倍に相当する高さ。この場合において、区長は、ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。
（２）一定の規模を有した敷地において、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると区長が認めたものについては、次の表１及び表２に掲げる高さ。この場合において、区長は、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。

表１　略
表２　略
（３）一定の規模を有した敷地において、ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしており、かつ、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると区長が認めたものについては、次の表３及び表４に掲げる高さ。この場合において、区長は、ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしており、かつ、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。

表３　商業地域内にある建築物の絶対高さ制限の範囲
<table><tr><td>対象敷地面積
（商業地域内にある敷地の部分に限る）</td><td>絶対高さ制限の範囲
（商業地域内にある建築物の部分）</td></tr><tr><td>1,000平方メートル以上
3,000平方メートル未満</td><td>絶対高さ制限の
１．３２倍に相当する高さ</td></tr><tr><td>3,000平方メートル以上</td><td>絶対高さ制限の
１．６５倍に相当する高さ</td></tr></table>
表４　商業地域外にある建築物の絶対高さ制限</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>の範囲
<table><tr><td>対象敷地面積
（商業地域内にある部分を含み第一種低層住居専用地域内にある部分を除く敷地の部分）</td><td>絶対高さ制限の範囲
（商業地域外にあり第一種低層住居専用地域内にある部分を除く建築物の部分）</td></tr><tr><td>2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満</td><td>絶対高さ制限の
１．３２倍に相当する高さ</td></tr><tr><td>5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満</td><td>絶対高さ制限の
１．６５倍に相当する高さ</td></tr><tr><td>10,000平方メートル以上</td><td>絶対高さ制限の
２．２倍に相当する高さ</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>５　区長の許可による特例
次の各号の一に該当する建築物（絶対高さ制限を超えない建築物は除く。）で区長が許可したものについては、この規定は適用しない。ただし、第１号に定める建築物は、前項に定めた敷地面積に応じた絶対高さ制限の範囲を超えないもので、かつ周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認められるものに限る。この場合において、区長は、それぞれの規定に基づき許可するときは、あらかじめ、目黒区建築審査会の同意を得るものとする。
（１）～（２）略</td><td>５　区長の許可による特例
次の各号のいずれかに該当する建築物（絶対高さ制限を超えない建築物は除く。）で区長が許可したものについては、この規定は適用しない。ただし、第１号に定める建築物は、前項第１号又は第３号に定めた絶対高さ制限の範囲を超えないもので、かつ周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認められるものに限る。この場合において、区長は、それぞれの規定に基づき許可するときは、あらかじめ、目黒区建築審査会の同意を得るものとする。
（１）～（２）略</td></tr>
</table>

総括図

東京都市計画高度地区

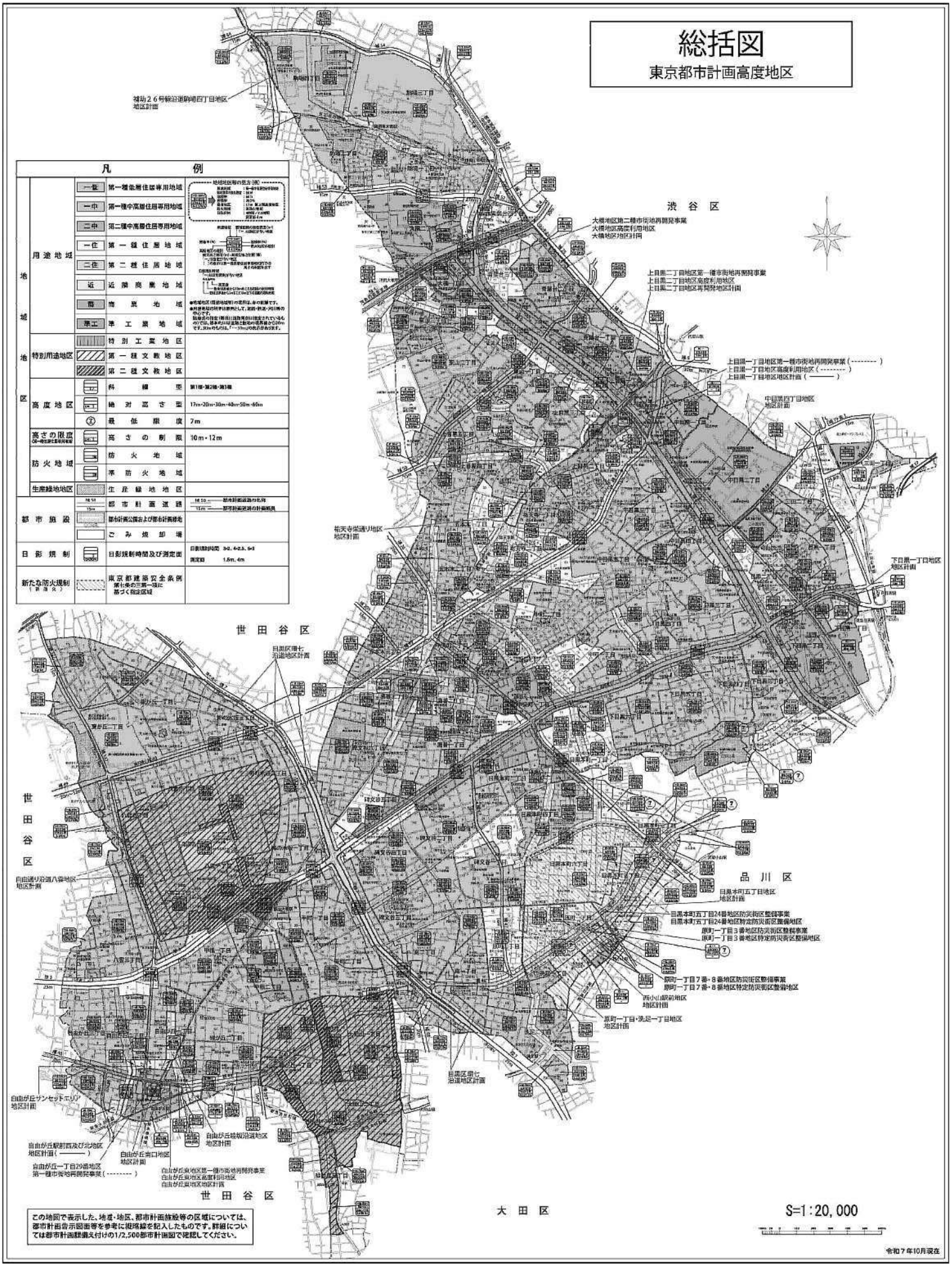

目黒区都市整備部都市計画課　〒153-8573　目黒区上目黒2-19-15　直通電話03-5722-9726　（令和7年10月作成）

目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域

1：2，500 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図

東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 153

36—3 （IX—LD26—1） 昭5・3・14 昭9・3・14

笹塚

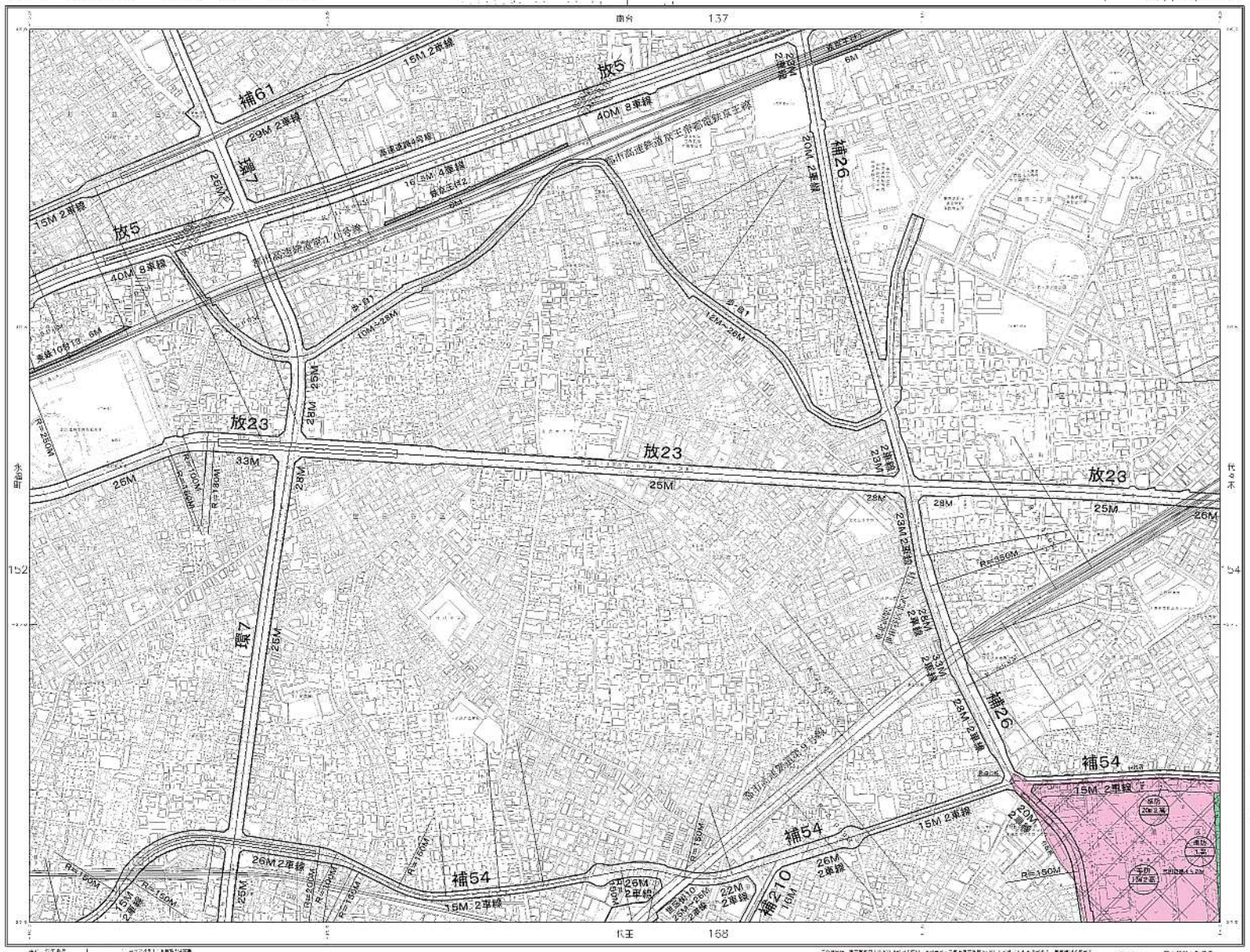

1：2，500

目黒区　高度地区・防火地域及び準防火地域

1：2、500 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図

東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図　154

36－4　（1X－LD25－2）　昭61・3・14

代々木

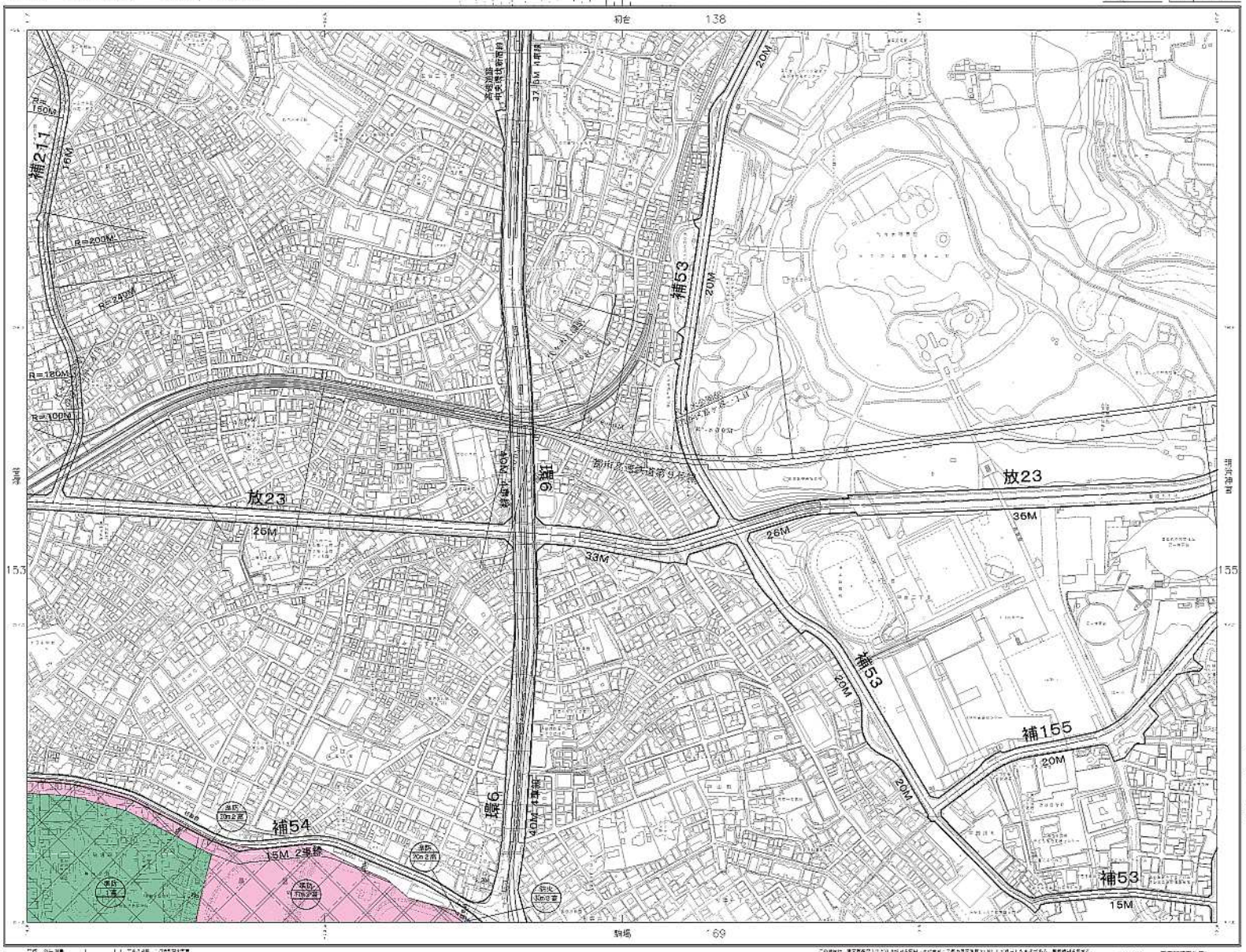

1：2、500

目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域

1：2，500 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図

東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 168

36－8 （IX－LD26－3） H19.2.14 H19.3.14 （指定年月日告示年月日）

代田

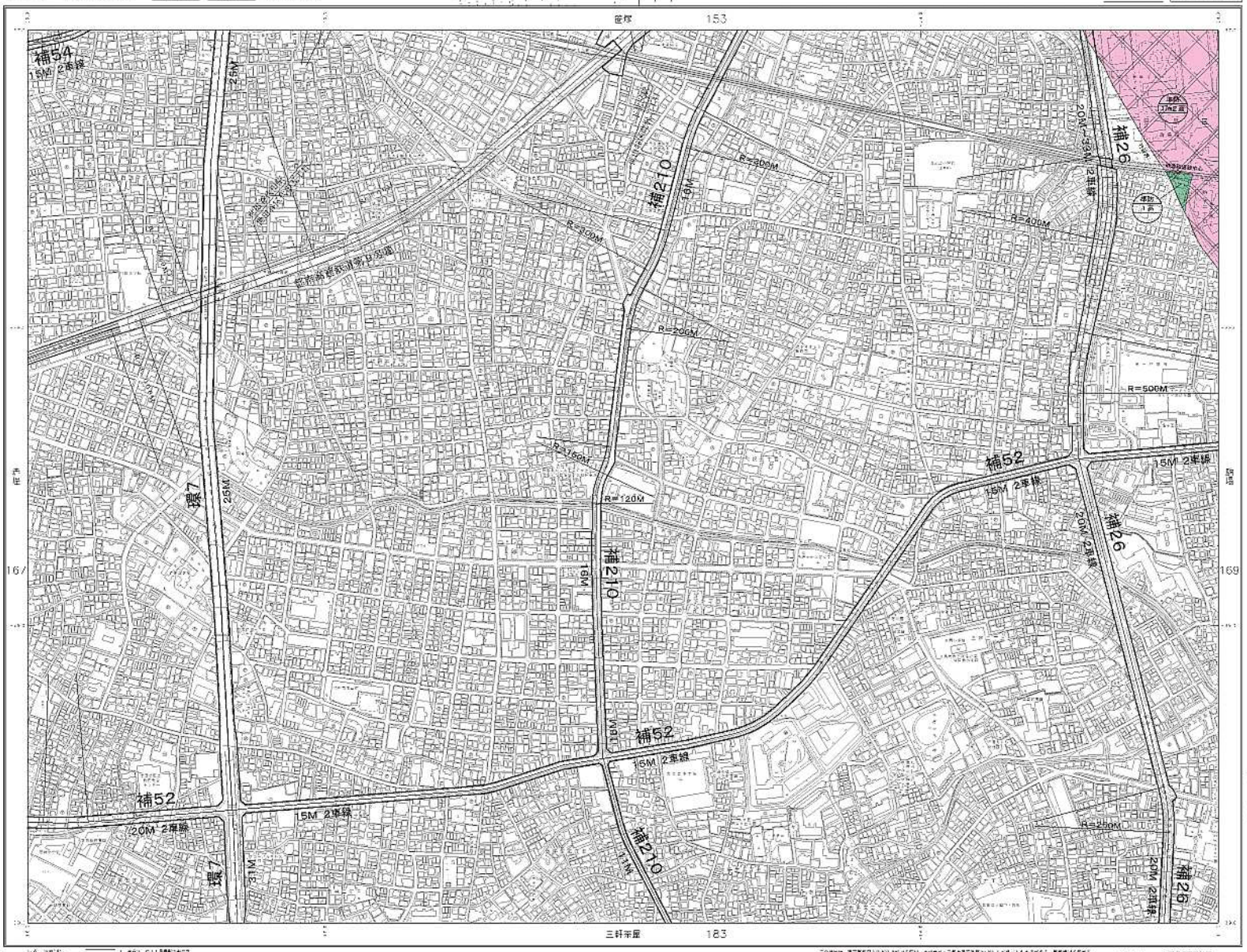

凡例

	第1種高度地区
	第2種高度地区
	第3種高度地区
	第1種高度地区（風致地区内）
	第2種高度地区（風致地区内）
	第3種高度地区（風致地区内）
	第1種高度地区（第1種文教地区）
	第2種高度地区（第1種文教地区）
	第3種高度地区（第1種文教地区）
	第1種高度地区（第2種文教地区）
	第2種高度地区（第2種文教地区）
	第3種高度地区（第2種文教地区）
	第1種高度地区（第1種文教地区・風致地区）
	第2種高度地区（第1種文教地区・風致地区）
	第3種高度地区（第1種文教地区・風致地区）
	第1種高度地区（第2種文教地区・風致地区）
	第2種高度地区（第2種文教地区・風致地区）
	第3種高度地区（第2種文教地区・風致地区）
	第1種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区）
	第2種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区）
	第3種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区）
	第1種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区・風致地区）
	第2種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区・風致地区）
	第3種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区・風致地区）
	第1種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区・風致地区・第1種文教地区）
	第2種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区・風致地区・第1種文教地区）
	第3種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区・風致地区・第1種文教地区）
	第1種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区・風致地区・第2種文教地区）
	第2種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区・風致地区・第2種文教地区）
	第3種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区・風致地区・第2種文教地区）
	第1種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区・風致地区・第2種文教地区・第1種文教地区）
	第2種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区・風致地区・第2種文教地区・第1種文教地区）
	第3種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区・風致地区・第2種文教地区・第1種文教地区）
	第1種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区・風致地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区）
	第2種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区・風致地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区）
	第3種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区・風致地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区）
	第1種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区・風致地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区）
	第2種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区・風致地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区）
	第3種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区・風致地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区）
	第1種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区・風致地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区）
	第2種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区・風致地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区）
	第3種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区・風致地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区）
	第1種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区・風致地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区）
	第2種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区・風致地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区）
	第3種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区・風致地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区）
	第1種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区・風致地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区）
	第2種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区・風致地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区）
	第3種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区・風致地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区）
	第1種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区・風致地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区）
	第2種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区・風致地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区）
	第3種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区・風致地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区）
	第1種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区・風致地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区）
	第2種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区・風致地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区）
	第3種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区・風致地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区）
	第1種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区・風致地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区）
	第2種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区・風致地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区）
	第3種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区・風致地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区）
	第1種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区・風致地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区）
	第2種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区・風致地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区）
	第3種高度地区（第1種文教地区・第2種文教地区・風致地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区・第1種文教地区・第2種文教地区）

目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域

1：2，500 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図

東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 169

36—9 （ﾋX—LD26—4） 106・5・14 103・5・14 101・5・14 （区画整理及び地区計画）

駒場

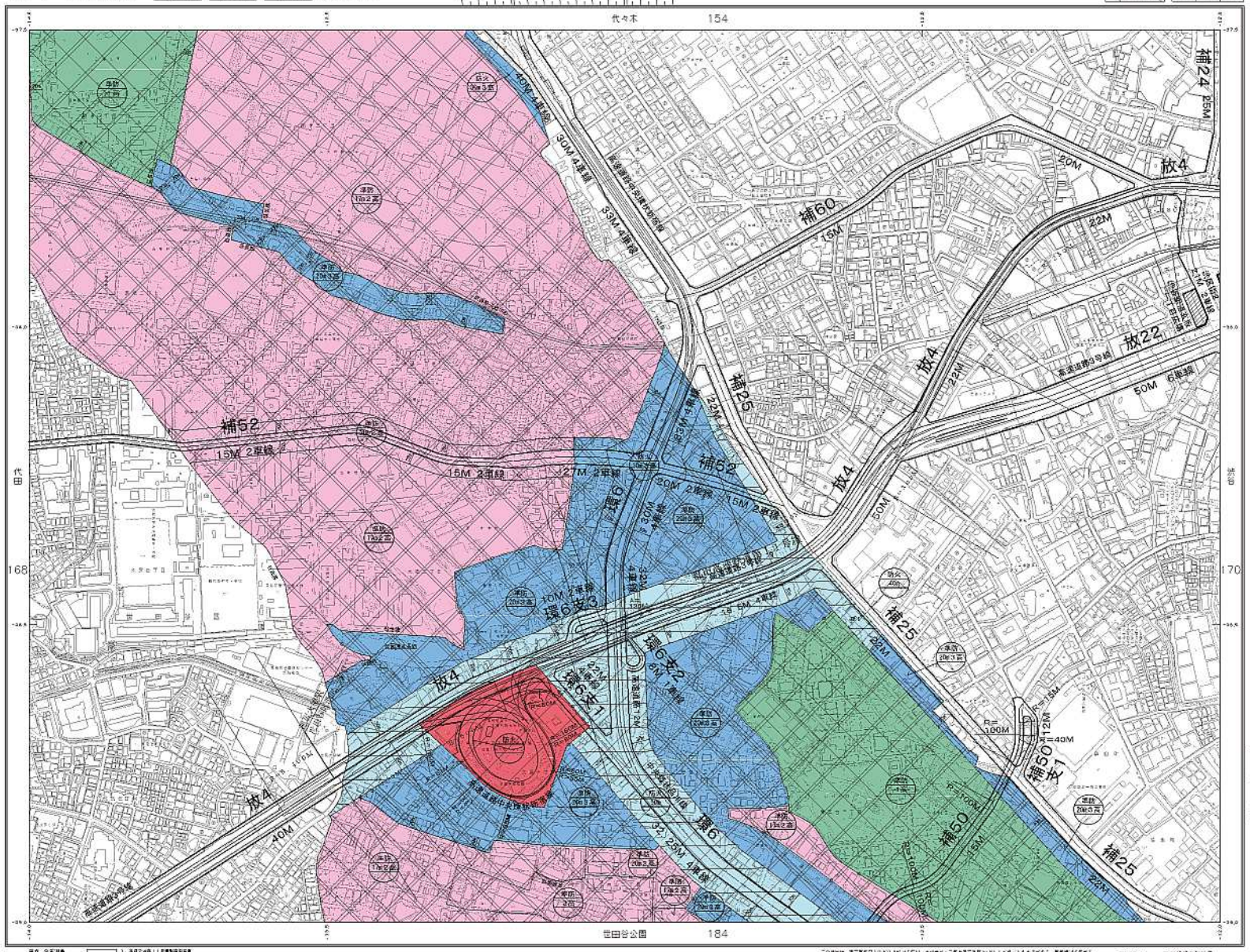

1：2，500

凡例

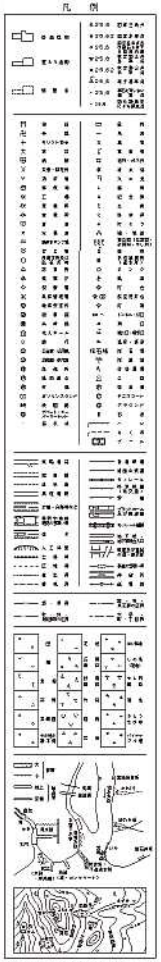

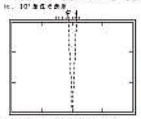

目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域

1：2，500 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図

東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 184

36－14 （IX－LD36－2） H9・5・11 H9・5・11 （平成9年3月作成）

世田谷公園

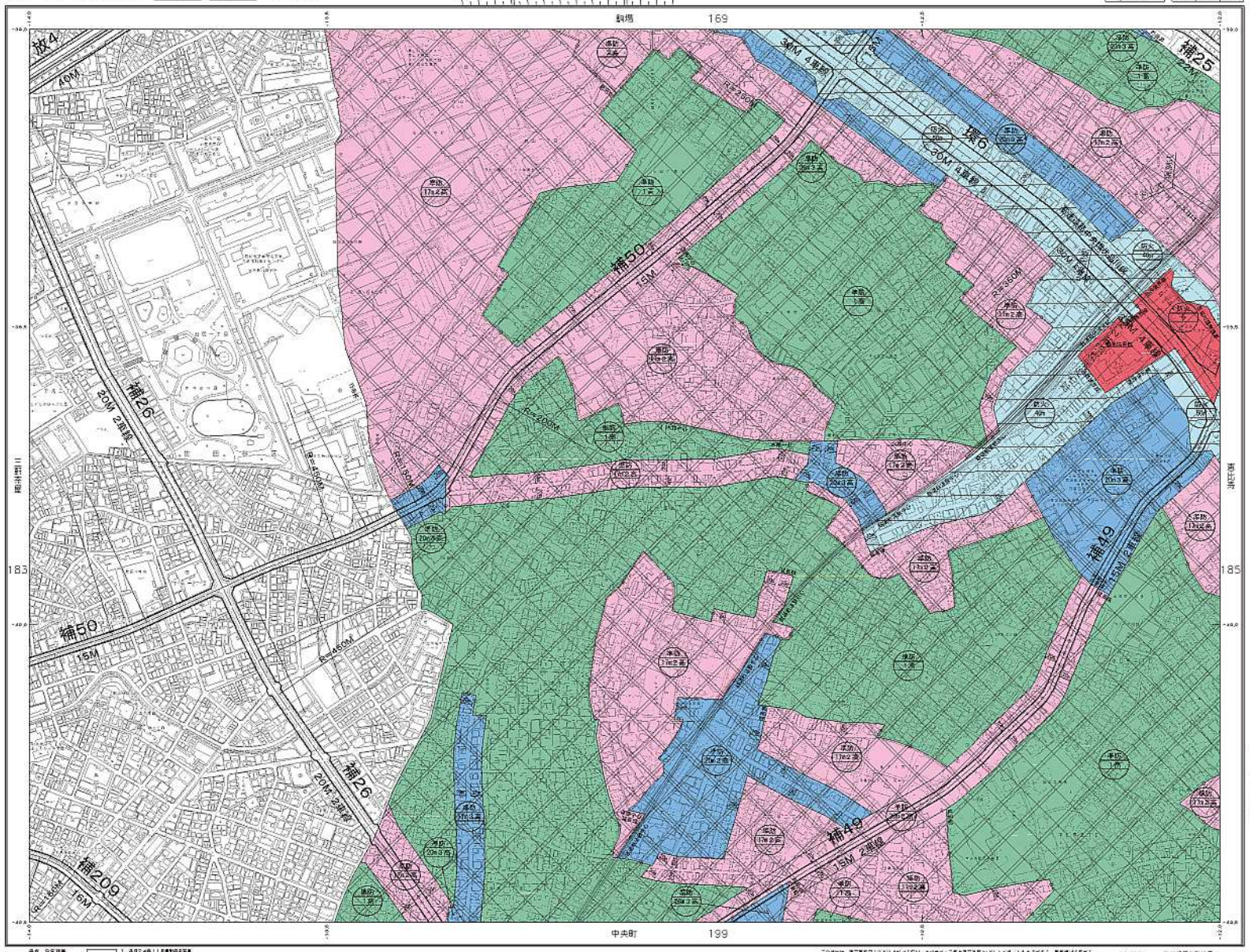

凡例

1：2，500

東京都市計画図
株式会社ミッドマップ東京

目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域

1：2，500 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図

東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 165

36—15 （IX—LD37—1） （S59・9・1 （S59年度作成年月日）

恵比寿

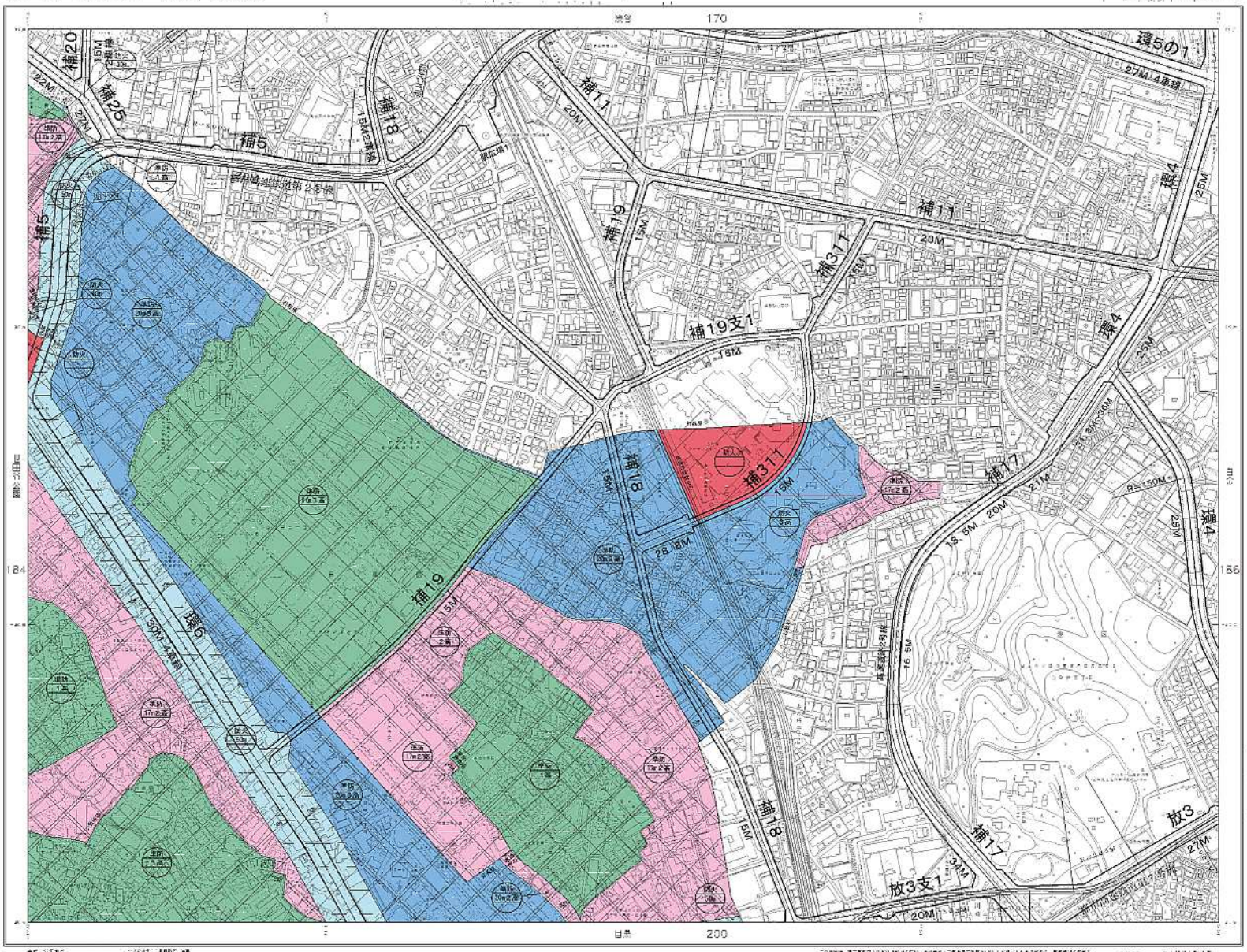

1：2，500

目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域

1：2，500 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図

東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 198

36－18 （1X－LD36－3） 昭62・3・14 昭63・3・14 平31・3・14 （直線制図作成年月日）

駒沢

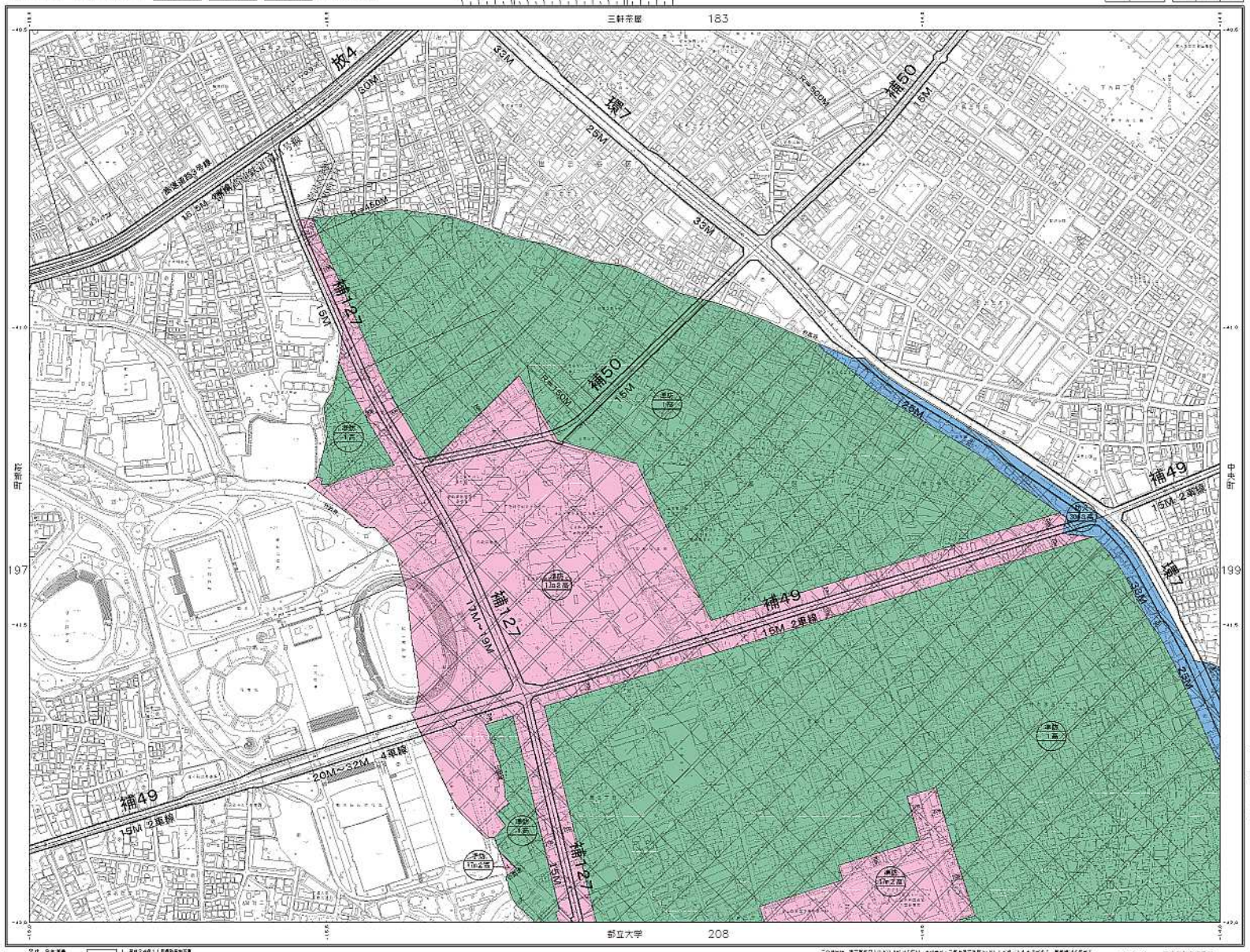

凡例

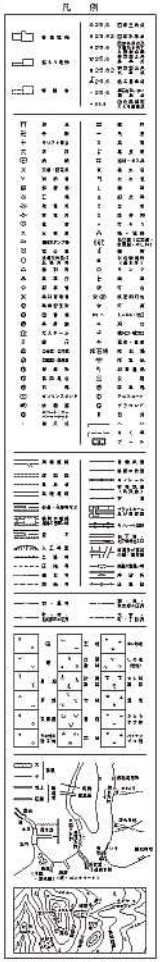

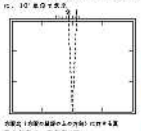

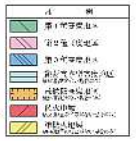

1：2，500

東京都都市整備局
株式会社ゼンリンデータコム

目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域

1：2，500 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図

東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 １９９

３６－１９ （１Ｘ－Ｌ３６－４） 昭５３・３・１４ （最終告示平成５年３月８日）

中央町

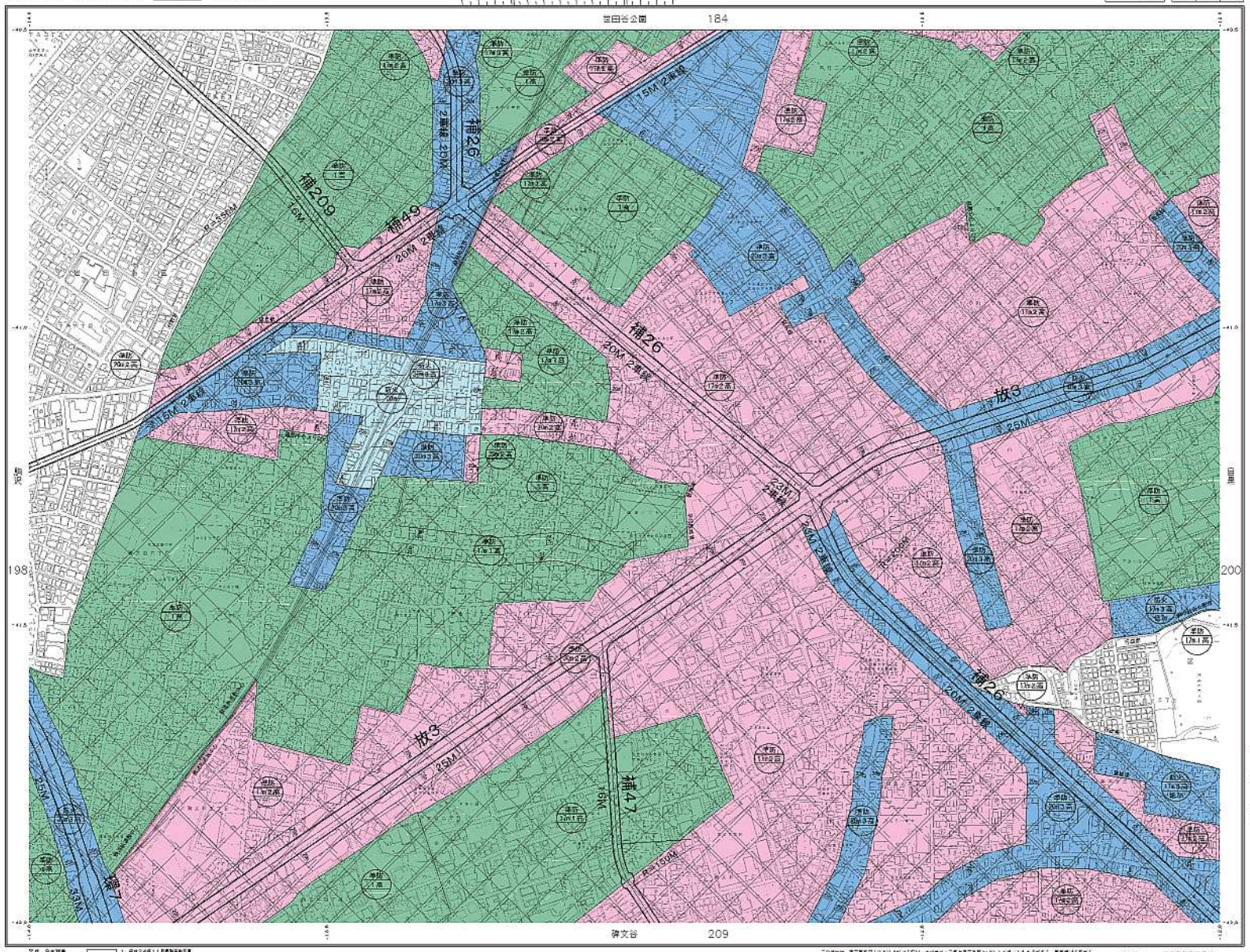

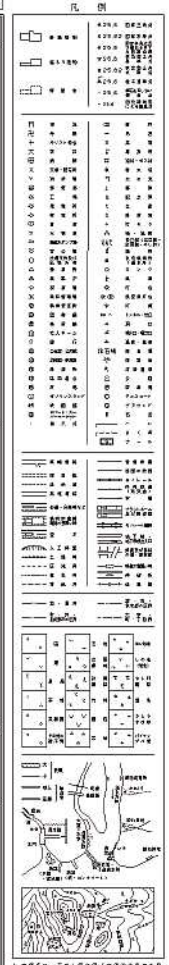

1：2，500

目黒区　高度地区・防火地域及び準防火地域

1：2，500 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図

東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 200

36－20　（IX－LD37－3）　昭2・3・4　（法第8条第1項第3号）

目黒

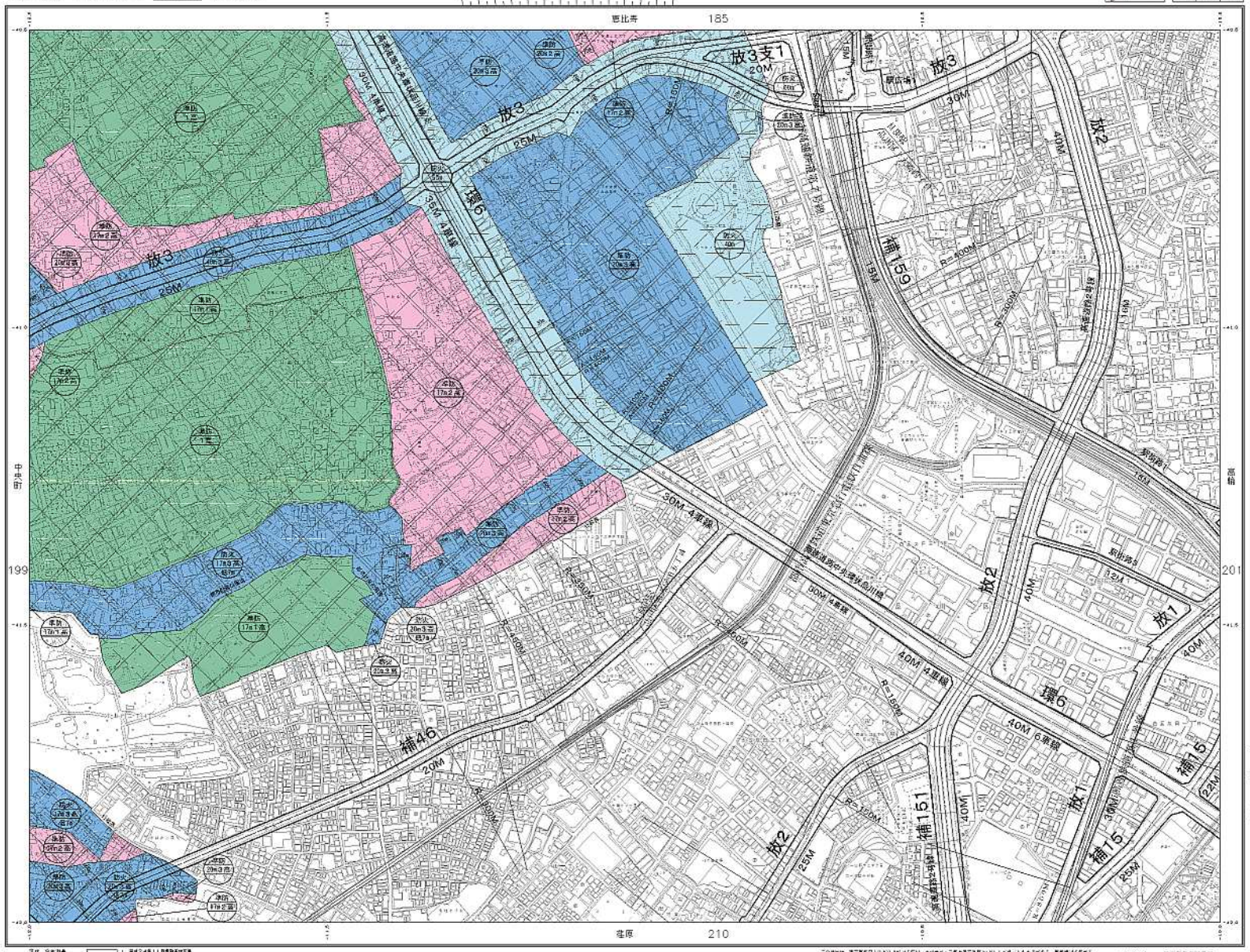

1：2，500

東京都都市整備局
経営企画部情報システム課
ドマップ東京

目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域

1：2，500 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図

東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 208

43－3 （ⅡX－LD45－1） 昭5・3・14 （最終神経改正月日）

都立大学

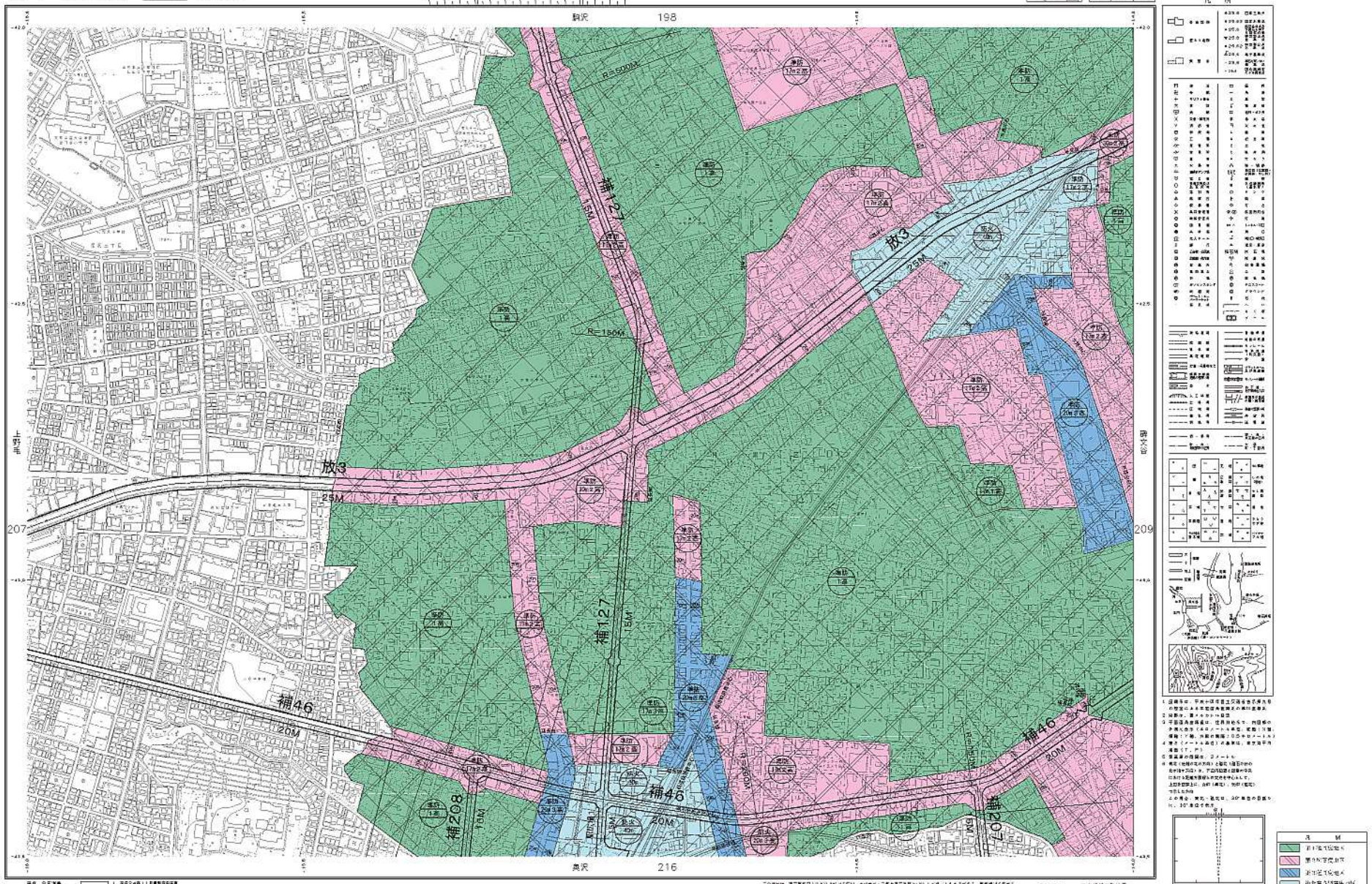

1：2，500

目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域

1：2，500 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図

東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 209

43－4 11X－L046－27 [illegible]

碑文谷

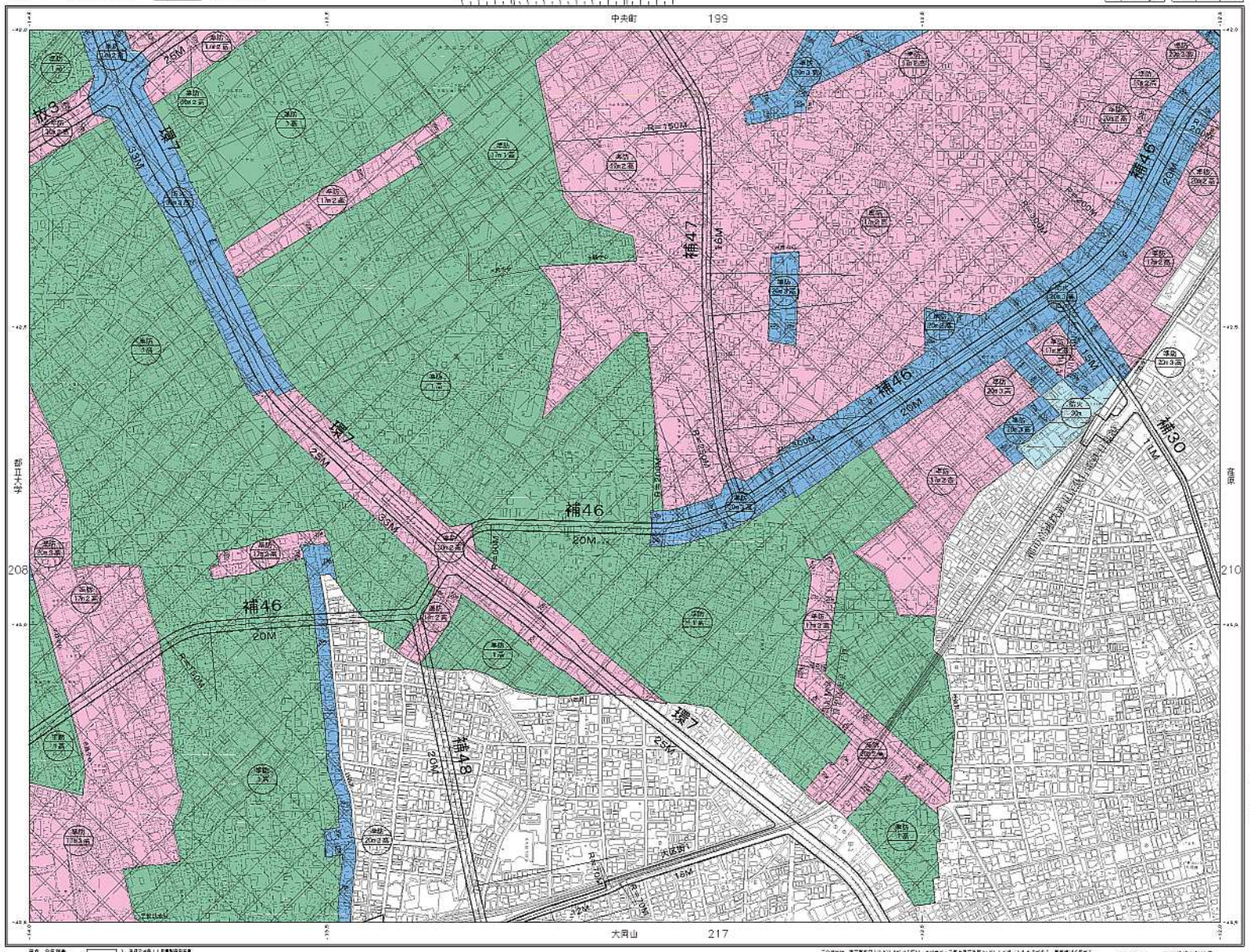

1：2，500

凡例

用途地域

高度地区

防火地域

準防火地域

地区

地区計画

風致地区

駅

学校

公園

道路

鉄道

河川

1：東京都市計画高度地区（目黒区決定）に定める第一種高度地区

2：東京都市計画防火地域（目黒区決定）に定める防火地域

3：東京都市計画防火地域（目黒区決定）に定める準防火地域

4：東京都市計画地区計画[illegible]

5：東京都市計画風致地区[illegible]

6：高度地区の高さの最高限度（建築物の高さ）は、平成16年東京都条例第一号第3（都市計画図）より、各種は下記

7：防火地域（防火地域内の工作物）に対する制限は、東京都条例

8：高度地区の高さの最高限度（建築物の高さ）は、平成16年東京都条例第一号第3（都市計画図）より、各種は下記

9：東京都公共空間活用への取組[illegible]

平成 年度調査

平成16年修正

平成21年修正

平成25年修正

1：東京都市計画道路[illegible]

2：東京都市計画 [illegible]

1：2，500

[illegible]

東京都市計画道路

株式会社ミッドマップ東京

[illegible]

種類

第1種高度地区

第2種高度地区

第3種高度地区

[illegible]

第1種[illegible]

第2種[illegible]

[illegible]

北部地域

目黒区　高度地区・防火地域及び準防火地域

1：2，500 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図

東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 210

43－5　（1X－L047－1）　H25・3・4　（区長告示年月日）

荏原

目黒
200
209
211
218
東大崎
大崎
旗の台
補320
補26
補152
補45
補29
補30
放1
放2
20M 2車線
23M 2車線
15～42M 2車線
R=450M
R=300M
R=250M
R=200M
R=500M
R=260M
JR山手線
東急大井町線
東急目黒線
東急東横線
東急池上線
東急多摩川線
東急大井町線
東急目黒線
東急東横線
東急池上線
東急多摩川線
JR東海道新幹線
JR東海道本線
JR横須賀線
JR京浜東北線
JR湘南新宿ライン
JR中央本線
JR総武本線
JR東北本線
JR上野東京ライン
JR常磐線
JR高崎線
JR宇都宮

目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域

1：2，500 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図

東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 216

43－8 （1X－LD46－3） 昭63・3・14 （平成2年3月末現在）

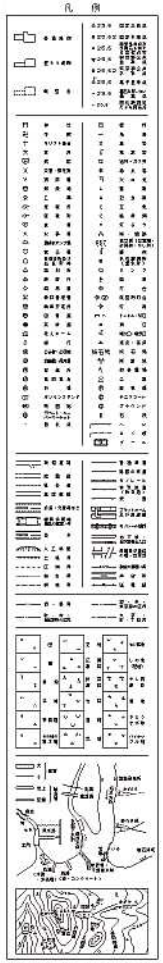

1：2，500

東京都市整備局
株式会社ミッドマップ東京

目黒区 高度地区・防火地域及び準防火地域

1：2，500 東京都市計画高度地区（目黒区決定）計画図

東京都市計画防火地域及び準防火地域（目黒区決定）計画図 217

43－9 （IX－LD16－4） HB・3・H （平成4年3月作成年月日）

大岡山

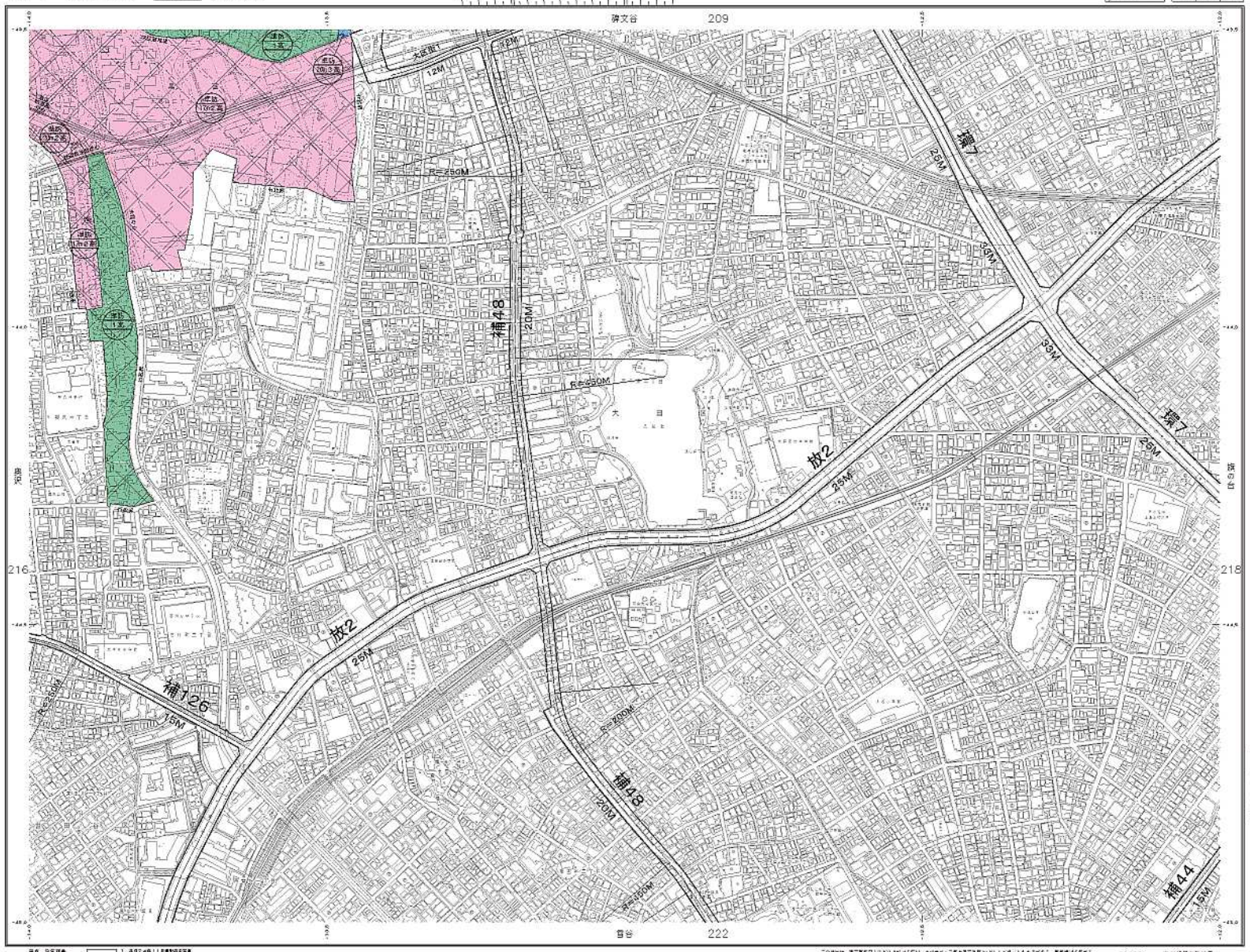

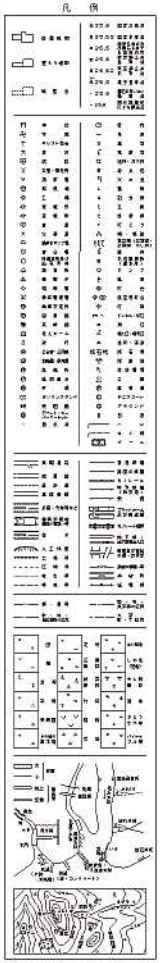

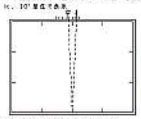

1：2，500

東京都市整備局
株式会社ミッドマップ東京